

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税関連事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和6年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	業務概要 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する事務 (1)納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (2)収納及び課税の情報に基づき、督促状の送付や収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (3)滞納者情報に基づき、催告、差押え等の滞納整理を行う滞納管理業務 (4)課税状況、税収見込等の統計業務、決算業務 (5)納税者の氏名、住所等の基本情報及び課税、収納、滞納状況を税トータルシステムで管理するシステム管理業務
③システムの名称	千葉県税トータルシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
税トータルシステムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表49の項及び第51条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎8階 千葉県総務部税務課税務システム室 043-223-2106

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うほか、住基ネット照会を行う際には原則として4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。住基ネット照会においてやむを得ず2情報しか利用できない場合、誤った紐付けを避けるため、複数人該当した場合等は確実性の無い情報の紐付けは一切行わない。</p> <p>また、窓口受付でマイナンバーを入手する場合やシステムへの入力時など、人手が介在する局面においては、複数人で確認を実施することとしており、正確性の確認については以下のようなリスク対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行うほか、税トータルシステム内に保有している個人番号と照合している。 ・入手した情報については、税トータルシステム内で保有する情報と突合し、正確性を確認する。 <p>また、情報の正確性に疑義が生じた場合は、住民基本台帳ネットワークや市町村への照会を利用して正確な情報を入手し、間違いがあれば職員が適宜修正する。</p>	

9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあつたため (主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあつた)
平成29年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第28項	番号法第19条第7号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	事後	重要な変更にあつたため (主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあつた)
平成29年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長	税務課長 石切山 真孝	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	②税務課長 石切山真孝	②税務課長	事後	様式の変更に伴う記載内容 変更の為
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特手個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県総務部税務課システム管理班 043-223-2064	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎8階 千葉県総務部税務課管理・システム班 043-223-2064	事前	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられないため
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年7月1日	平成31年3月1日	事後	時点修正の為
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成31年3月1日	事後	時点修正の為
令和1年6月27日	IV リスク対策	記載なし	記載あり	事後	様式の変更に伴う記載内容 追加の為
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	番号法第19条第8号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	事後	重要な変更にあつたため (主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあつた)
令和6年11月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあつたため (番号法改正による修正)
令和6年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表49の項及び第51条	事後	重要な変更にあつたため (番号法改正・命令改廃による修正)
令和6年11月26日	I 関連情報 8. 特手個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部税務課管理・システム班 043-223-2064	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部税務課税務システム室 043-223-2106	事後	重要な変更にあつたため (組織改正による修正)
令和6年11月26日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	(新規項目)	(※適用無し)	事後	様式の変更に伴う記載内容 追加の為
令和6年11月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	時点修正の為
令和6年11月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	時点修正の為
令和6年11月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	様式の変更に伴う記載内容 追加の為
令和6年11月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新規項目)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うほか、住基ネット照会を行う際には原則として4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。住基ネット照会においてやむを得ず2情報しか利用できない場合、誤った紐付けを避けるため、複数人該当した場合等は確実性の無い情報の紐付けは一切行わない。 また、窓口受付でマイナンバーを入手する場合やシステムへの入力時など、人手が介在する局面においては、複数人で確認を実施することとしており、正確性の確認については以下のようなリスク対策を実施している。 ・個人番号カード、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行うほか、税トータルシステム内に保有している個人番号と照合している。 ・入手した情報については、税トータルシステム内で保有する情報と突合し、正確性を確認する。 また、情報の正確性に疑義が生じた場合は、住民基本台帳ネットワークや市町村への照会を利用して正確な情報を入手し、間違いがあれば職員が適宜修正する。	事後	様式の変更に伴う記載内容 追加の為
令和6年11月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式の変更に伴う記載内容 追加の為